

# 久留米市成年後見センター便り②

市成年後見センターでは、成年後見制度に関する専門的な相談に応じられるよう、毎週木曜日に弁護士相談を行っています。市成年後見センター弁護士が、成年後見制度に関する疑問にシリーズで答えていきます。

## 『こんな時どうする？～成年後見制度の種類～』

私は一人暮らしですが、今は自分一人でお金の管理も生活もできています。しかし、将来認知症になった時のことが心配です。

- Q. 成年後見制度は判断能力が低下してからでなければ使えないのですか？
- A. 成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。「法定後見制度」はすでに判断能力が不十分になった人を支援する制度です。今回の相談のように、今は一人で大丈夫だけれど、将来判断能力が不十分になった時のことが心配という場合、事前に支援者を決めておく「任意後見制度」が活用できます。
- Q. 「任意後見制度」を使うには、どのような手続きが必要なのですか？
- A. 「誰に」「どのような支援をしてもらうか」という内容を決めた契約の**公正証書**を、**公証役場**で作成する必要があります。この契約をただで生活に変化が生じることはありません。契約の効力が生じるのは、判断能力が低下してから、親族や支援を任せる予定の人が家庭裁判所に手続きをし、支援が適切に行われているか監督する人を家庭裁判所が選んだ後です。任意後見制度に関する詳細は、当センターや公証役場にお問合わせください。

**相談時間** 月曜～金曜 8時30分～17時15分  
(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)

### 弁護士相談が木曜日になりました

毎週木曜日の13時から17時までです。  
※弁護士相談は予約が必要です。

**【問合わせ】** 市成年後見センター（市社会福祉協議会内）  
☎ 0942・30・2732

#### 今回の担当弁護士



せいすい  
青翠法律事務所  
富永 孝太郎 弁護士

## 平成27年 地区別献血日程 5月～7月 予定表



月	地区	日程	会場	受付時間	月	地区	日程	会場	受付時間
5月	東国分	5月14日(木)	東国分校区コミセン	10:00～12:00 13:00～15:00	6月	三 瀨	6月11日(木)	三瀨保健センター	10:00～12:00 13:00～15:30
	鳥 飼	5月20日(水)	鳥飼校区コミセン	10:00～12:00 13:00～15:00		日 吉	6月12日(金)	日吉校区コミセン	10:00～12:00 13:00～15:30
	山 本	5月21日(木)	山本校区コミセン	9:30～12:00		荒 木	6月16日(火)	荒木校区コミセン	9:30～12:00 13:00～15:00
	安 武	5月29日(金)	安武校区コミセン	10:00～12:00 13:00～15:30		7月	善導寺	7月 1日(水)	善導寺校区コミセン
6月	京 町	6月 9日(火)	京町校区コミセン	10:00～12:30 13:30～15:00	篠 山		7月 3日(金)	久留米市民会館	9:30～15:30

「くるめ福祉」ではみなさまのご意見をおまちしています。

**【ご意見・問合わせ】**  
市社会福祉協議会  
☎ 0942・34・3035